

158

新年号

中小企業経営シリーズ

社長の経営教室②

代表 小島 昇

経営リスクと内部統制組織

社長 最近上場企業が相次いで不祥事に揺れています。当社は、そのような不祥事は起きないと思っておりますが、経営にはリスクが付き物です。そのような事態に備えて日頃から注意しておくべきことがあれば教えてください。

小島 わかりました。経営トップが知らないところで会社の屋台骨が揺らぎかねない事態があつてはなりません。そのようなことが起きないようにする組織づくりと、そのような事態が起きた場合の対処方法についてお話しします。

社長 私の責任で生じることと従業員のミスで生じることがあると思えます。双方について教えてください。

小島 まず従業員のミスを防ぐ方法

についてお話しします。人間の行うことですからミスは起きます。また、不正

が起きることは想定したくないのですが、起きさせない組織を作ることには経営者の責務でもあります。これらを防止するための組織を内部統制組織といえます。これは、従業員が効率よく仕事をを行い、数字や報告に間違いが起らないようにし、会社のルールや法律を守るために従業員や役員の行動を規制するための組織です。

つまり、一定の組織を作ることです。正や誤謬を防ごうとするものです。社長 何か難しそうですが、わが社のような中小企業でもできるのですか。

小島 もともとは大会社のための組織ですが、その考え方は中小企業でも十分使えます。

内部統制組織で最も重要なことは統制環境といわれるもので、会社の

気風とも言うものでしょう。わかりやすく言うと、何でも言えて風通しの良い組織のことです。当然社長が率先してそのような雰囲気を作る必要がありますが、御社の場合は心配なさそうですね。

社長 従業員との会話は欠かしていませんから風通しいと思っております。

小島 次にリスクへの対応です。会社経営をしていれば常にリスクへの対応を迫られます。そのリスクをあらかじめ把握をして対応方法をシミュレーションしておくことです。

社長 災害対応のようなことですか。

小島 想定される災害への対応方法を考えておくことは必要ですが、ここでいうリスクはもっと日常的なことではないですか。会社は、得意先の倒産、扱い製品にかかわる法規制の変更、強い競争者の出現、役員や重要な幹部の病気や退社など、考えたらきりがありません。どのリスクに囲まれています。

社長 確かにそうですが、考えても仕方がないことが多いのではないですか。

小島 リスクへの対応方法にはいくつかあります。考えても仕方がないことも確かにありますが、そのようなことばかりではないはず。たとえば、避けられるリスクなら避けることです。出張予定の国にテロが頻発していたら出張を取りやめるようなものです。

内部牽制組織を強化することに

よってリスクの発生確率を低減できる場合もあります。それから、火災のようにその損害は避けられなくても保険をかけておけば再建しやすくなります。

社長 わかりました。あらかじめ準備しておけば経営へのインパクトは軽減できそうですね。内部牽制組織とは何ですか。

小島 会社の一連の業務を複数の従業員に分担させ、相互に牽制させることで不正や誤謬を未然に防ぐためのものです。売掛金の請求業務と売掛金の管理業務の担当を分けることで売掛金回収にかかわる不正を防ぐようなことがこれに当たります。

社長 支店の業務のように間接人員が一人というような場合はどうしたらよいでしょうか。

小島 重要な業務については上司のまたは本社の承認を必要とするようにしたいと思っています。

それから、御社の従業員は二百人を超え、海外にも子会社がありますので、そろそろ監査室を設置する必要があります。

社長 経理課員に兼任させてもいいでしょうか。

小島 最初はそのような方法から始めてもいいでしょう。ゆくゆくは経理課も監査対象にしなければなりませんので、社長直属の監査室の設置が必要になります。

謹賀新年

平成三十年 元旦

研究開発税制の改正について

平成二十九年度の税制改正で研究開発税制について改正がされました。今回は改正となった試験研究費の対象の範囲と法人税の控除額についてご説明させていただきます。

二、総額型の改正

総額型の税額控除の額は、試験研究費の総額に税額控除率を乗じて算出されるものですが、平成二十九年度の改正では、この控除率の算定方法が変更になりました。

一、改正前の研究開発税制

改正前の研究開発費税制は、左記の四つの制度で構成されておりました。

(一)「総額型」

試験研究費の総額に対して一定率を税額控除するもの

(二)「増加型」

過去三年の試験研究費の平均より増加した場合に税額控除するもの

(三)「高水準型」

試験研究費に対する売上の比率が十%を超えた場合に税額控除するもの

(四)「オープンイノベーション型」

大学や研究機関等への委託又は共同開発による試験研究の費用について税額控除するもの

控除率の算定方法は、大企業と中小企業とで改正前も改正後も取り扱いが異なります。

①大企業の場合

改正前は、試験研究費の額を過去三年間の平均売上金額で割ることで算出される割合(以下、「試験研究費割合」)が十%以上であるなら十%の税額控除額が適用される。試験研究費割合が十%未満であるなら、八%に試験研究費割合の二割を加算した税額控除率が適用されておりました。

②中小企業の場合

改正前は試験研究費割合に関わらず十二%を控除することができました。

改正後は、売上に対する試験研究費の割合ではなく、過去三年間の試験研究費の平均の額(以下、「比較試験研究費」)のその増減割合に着目されるようになりました。具体的な計算方法は下記の通りになります。

・増減割合が二十一・六七%以上の場合 14%

・増減割合が5%超から二十一・六七%未満の場合

$0.05 + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$

・増減割合がマイナス二十五%超から5%以下の場合

$0.05 - (\text{増減割合} - 25\%) \times 0.1$

・増減割合がマイナス二十五%以下の場合 0%

法人税額の二十五%を限度とし、ただし、試験研究費割合が十%を超える場合には、最大で法人税額の三十五%まで控除するか、高水準型を適用するかの上乘せ措置があります。

・増加割合が5%超の場合
 $12\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$

法人税額の二十五%を限度とし、ただし、増加割合が5%を超える場合又は試験研究費割合が十%を超える場合には、法人税額の三十五%まで控除するか、高水準型を適用するかの上乘せ措置があります。

三、増加型及び高水準型の改正
増加型及び高水準型については、平成二十八年度までの時限的措置でしたが、高水準型については平成三十年までの延長となり、増加型については廃止となりました。

四、オープンイノベーション型の改正

オープンイノベーション型については左記の三点が改正になりました。一つ目は、共同開発・委託研究の相手方が支出する費用のうち自社で負担するものについては限定列挙されておりましたが、「研究に要した費用」と改正されました。二つ目は、契約前に支出した費用についてはオープンイノベーション型の対象外となっております。

五、試験研究費の範囲の拡大

試験研究費の定義の中に「新たなサービスの開発」という文言が追加されました。これは、ビッグデータを利用した新サービスの開発を想定しているものです。具体的には、自然災害予測サービス、ヘルスケアサービス、農業支援サービス、観光サービスなどが想定されております。

以上、研究開発税制の改正についてご説明させていただきましたが、紙面の都合上ご説明しきれない部分がありますので、研究開発費の税額控除を受ける際に何かご不明な点があれば弊社担当者にご相談ください。

文責 檜垣 公康

地積規模の大きな宅地の評価

一、概要

宅地の評価にあたり、現行の制度では、一般的に地積が千㎡以上（三大都市圏では五百㎡以上）であって、一定の要件を満たす場合には、その宅地の面積に応じて評価額が減額されることとなります。

しかし、平成二十九年年度通達改正により、平成三十年一月一日以降の場合において、一定の要件を満たす宅地である場合には、新たな評価方法により評価することとなります。

今回は、このような地積の大きい宅地の評価についてご説明致します。

二、現行の評価方法

現行の制度では、以下の要件を満たす宅地（以下「広大地」とする）である場合には、当該宅地の評価額が減額できる制度となっております。

(一) 要件

① その地域における標準的な宅地の地積に比して著しく地積

が広大な宅地であること

② 開発行為を行うとした場合に公共公益的施設用地（道路）の負担が必要と認められるもの

③ 大規模工場用地に該当するものでないこと

④ 中高層の集合住宅等の敷地用地に適用しているものでないこと

(二) 評価方法（広大地が路線価地域に所在する場合）

広大地の価額＝

広大地の面する路線の路線価
× 広大地補正率 × 地積

※ 広大地補正率＝
○・六―○・〇五 × 広大地の地積 ÷ 千㎡

(○・三五が下限)

三、改正後の評価方法

現行の評価では適用要件に該当するか否かの判断に苦慮するなど

以上の地域に所在する宅地でないこと

④ 大規模工場用地でないこと

(二) 評価方法（地積規模の大きな宅地が路線価地域に所在する場合）
路線価 × 奥行価格補正率

(一) 要件
三大都市圏においては五百㎡以上の地積の宅地、三大都市圏以外の地域においては、千㎡以上の地積の宅地であり、普通商業・併用住宅地区及び普通住宅地区に所在し、かつ次の要件を満たす宅地であること

四、改正による影響

現行の評価方法（以下「広大地の評価」とする）と改正後の評価方法（以下「地積規模の大きな宅地の評価」とする）の基本的な要件や評価方法は前述の通りとなっております。

① 市街化調整区域に所在する宅地でないこと

② 都市計画法の用途地域が工業専用地域に指定されている地域に所在する宅地でないこと

③ 指定容積率が四百％（東京都の特別区においては三百％）

(一) 評価額の減額割合が減少
広大地の評価と地積規模の大きな宅地の評価の両方の要件を満たす宅地である場合、改正により以下の様に減額割合に差があります。

三大都市圏の場合

地積	改正前	改正後	差
500㎡	42.5%	20%	△22.5%
1,000㎡	45%	22%	△23%
2,000㎡	50%	25%	△25%
3,000㎡	55%	26%	△29%
4,000㎡	60%	28%	△32%
5,000㎡	65%	29%	△36%

三大都市圏以外の場合

地積	改正前	改正後	差
1,000㎡	45%	20%	△25%
2,000㎡	50%	24%	△26%
3,000㎡	55%	26%	△29%
4,000㎡	60%	27%	△33%
5,000㎡	65%	28%	△37%

(二) 要件が明確になり、要件を満たせば常に一定額の減額が可能
広大地の評価に関する要件は、明確ではない部分もあることから、否認されるケースもあり、適用の可否の判断が難しいという問題点がありました。

しかし、改正で適用の要件が明確に定められたことにより、適用の可否の判断がしやすくなり、否認されるケースも少なくなると考えられます。

以上、平成三十年以後に適用される地積の大きい宅地の評価についてご説明しましたが、紙面の都合上、ご説明しきれない点がございますのでご了承ください。また、ご不明な点がありましたら、弊社担当者までご質問ください。

文責 豊岡恭平

「日々好天」

「うまい汁」

ウツボカズラという植物がある。ウツボカズラとは、ウツボカズラ属の植物の総称でもあり、その中の一種でもある。と、解りにくいのが、代表的な食虫植物で、葉がつる状にのびており、その先に丸く膨らんだ捕虫袋を付けている。東南アジアに比較的広く分布しているというが、袋の上に蓋がついていて、その蓋の内側に蜜がある。虫たちはその蜜につられて蓋の裏側を這いまわるうちにやまつて袋の中に転落する。というより、蓋の振動で落とされるがふさわしい。袋の中には水が溜まっているが、それはただの水でなく、消化液だという。アリやハエなどが餌食となるが、そこに落ちたら溺れ死に溶かされる。

えにはなりにくいようだ。しかし、「うまい汁が吸えそうだ」という言葉もある。それこそ、ウツボカズラの蜜を吸う虫のようではないだろうか。「うまい汁が吸えそうだから、一丁乗ったろかい！」そんな話は昔からどこにでもありそうである。いや、ありそうどころか、ゴロゴロしている。「うまい話なんてどこにもない」それも良く耳にする。ところが、そこにハマってしまうのが人間である。うまい話などないものと知りながら、自分にきた話だけは別物と思ってしまう。だから始末が悪い。人間の欲というものは実に困ったもので、「楽して利を得れるならば、それに越したことはない」多くの人間が心中ひそかにそれを模索している。自分にだけのうまい話と思い、つい、それに飛びつき大事な人生を狂わせ、財産までも失ってしまう。うまい話をウツボカズラにたとえるのはウツボカズラにも純粋な虫たちにも済まない気もするが、そうならないように、観葉植物としてウツボカズラを育ててみてはどうだろうか。生物の神秘に驚かされる。

草五郎

お知らせ

◎ 年末年始就業日

年末……27日まで

年始……5日より平常通り

◎ 源泉所得税の納付日

給与等の源泉所得税を六ヶ月毎に納付している会社は、担当所員が納付書をお送りしますので、一月二十二日までに納付してください

千代田税理士法人 業務内容

- 1. 税務相談、税務申告書作成
- 1. コンピュータによる帳簿作成、給与計算
その他の情報処理
- 1. 経営相談、会社の設立増資等の相談
- 1. 法定監査、任意監査

朗吟実談

『阿弓流為の旗』

中学校の卒業担任から、とある案内状の返信（葉書）が届いた。宛名面の下部をフリーハンドの横線で仕切り、用件は筆三十二文字、それで十分、かつ癒された。さて、裏を返せば、やはり正々とした筆使いで俳句が書かれていた。

大枯野

阿弓流為の

旗なびく見ゆ

中嶋鬼谷の落款

アテルイ

葉書の左隅には鉛筆で小さく

(注) 阿弓流為

と記されていた。

俳人中嶋鬼谷は差出人本人である。本名中嶋幸三、元中学校教諭で数学の教師。筆者の恩師である。卒業から五十四年経過しながらもこのような葉書を戴けることは光栄である。

【阿弓流為（アテルイ）、平安初期北上川流域一帯を支配した蝦夷

の族長、征東將軍紀古佐美軍を破り、後に坂上田村麻呂に降伏し処刑された】

「アテルイ」その言葉と響きから時代の部族、そしてその軍を率いる勇士であることは想像がつく、しかし「阿弓流為」の文字を目にした瞬間「ん？」としたのが正直なところで、その辺を見事に先読みした師には頭が下がる。

阿弓流為は、ヤマトの帝を中心とした中央集権国家と自身らの民族の文化や文明と相反することで分散する各地の村々を集め蝦夷連合を組織化し、十三年間に及び朝廷側と戦い続けたという。

対北朝鮮問題、集団的自衛権の強硬採決、改憲と森・加計問題、処理対策もない中で原発再稼働、言葉上の謙虚にそぐわぬ政府、血生臭い米朝の動き、それらには利権、危険、不信、不安が付きまわっている。

作者は「このままでは……なりかねない」として「大枯野」となつてからでは遅いとさえ。

勝手な解釈に過ぎないが……。
創作家 さくら 草五郎